



住宅リフォーム（一般・子育て・三世帯同居）宮クーポン事業 令和5年度 募集・申請要項(案)

1. 住宅リフォーム(一般・子育て・三世帯同居)宮クーポン事業の募集要件

一 般	子 育 て	三 世 帯 同 居	募 集 要 件
●	●	●	(1) 申請者が、富士宮市内に所有(同居の家族含む)かつ居住(転居予定を含む)している住宅の工事であること。
●	●	●	(2) 申請者本人は、完了報告時点でリフォームする住所に住民登録があり、市税の滞納がないこと。また、同一世帯による重複申請でないこと。
●	●	●	(3) 過去にこの事業によるクーポン券の交付を受けたことのない住宅を対象としたリフォームであること。 ※三世帯同居リフォームのみ、過去1回に限り交付を受けた住宅も対象
●	●	●	(4) 住宅機能の維持及び向上のために行う30万円以上(消費税及び地方消費税含む)の改築、改装工事でかつ令和5年4月1日(土)以降に着工し、同年11月30日(木)迄に工事が完了すること。 ※ 対象となるリフォーム工事は別表1を参照。
●	●	●	(5) 元請施工業者が、富士宮市内に本社(店)登記がある法人、又は同市に納税申告している個人の住宅関連施工業者であること ※ 施工業者が出先、営業店等の場合は対象外
●	●	●	(6) 必要な要件を一つでも満たさなかった場合、宮クーポンの交付が取消または返還になることに同意すること。
●	●	●	(7) 当該工事に富士宮市が行う他の補助制度を利用した場合、重複部分は補助の対象とならないことに同意すること。
×	●	×	(8) 申請者本人の同一世帯に未就学児童(平成29年4月2日(日)以降に生まれた児童)がいる者または妊婦がいる者。
×	×	●	(9) 住宅リフォーム事業において、親と子と孫を基本とする三世帯が新たに同居(二世帯住宅、敷地内同居可)するためのリフォームであること。 ※住民票の異動をもって同居開始日と判断し、かつ過去1年以内に同一世帯員による同居の実績がないこと。(住民票異動のない引越は対象外)
×	×	●	(10) 三世帯同居開始後、6ヶ月以上同居の状態が続くこと。

※ 予算を有効に使う為に、申請は工事の施工を確実にを行う方のみとしてください。

2. 宮クーポン券の交付金額について

申請区分	対象となるリフォームの工事金額	交付金額
一 般	住宅リフォーム工事金額30万円以上（消費税込）	10万円
子 育 て		15万円
三 世 代 同 居		20万円

【注意事項】

- 1) 子育て及び三世代同居で応募する場合は、それぞれの追加の必須募集要件（1ページ参照）を満たす必要があります。
- 2) 子育てと三世代同居を同一工事で組み合わせることはできません。
- 3) 申請終了後に、一般申請から子育て・三世代同居申請への区分変更はできませんので、十分確認した上で申請をお願いします。
- 4) 完了報告の際に、子育て・三世代同居申請の要件を満たしていないことが確認できた場合、一般申請として取扱が変更（交付金額が減額）となることがあります。

3. 住宅リフォーム工事の申請手続について

(1) 申請書配布場所・配布方法

配布場所	配布方法
富士宮商工会議所 (富士宮市豊町18-5)	☆窓口配布 ☆当所ホームページよりダウンロードサイトへリンク (富士宮市のページへリンク)
芝川商工会 (富士宮市長貫1131-6)	窓口配布のみ

(2) 申請書受付期間と申請書提出先

①申請書受付期間

申請区分	窓口受付期間	郵送受付期間
一般枠	令和5年4月19日(水) ～同年6月16日(金)	令和5年4月3日(月) ～同年6月16日(金) ※郵送申請の受付は、受付期間内又は予算 枠終了日の消印有効
子育て枠	令和5年4月17日(月) ～同年6月16日(金)	
三世代同居枠	※一般枠に先行して受付開始	

【注意事項】

- 1) 郵送申請は、簡易書留等の受取確認のある方法で送付ください。
- 2) 郵送申請は、期間超過又は予算枠終了日後の到着分は原則受け付けできません。
- 3) 窓口受付開始以前の郵送受付分は、原則窓口初日受付扱いとなります。
- 4) 窓口での受付は土日祝日除く、平日の9:00～16:30迄となります。
- 5) 郵送・窓口受付に関係なく、書類不備があるものは受付できません。ご注意ください。

②申請書提出先 ※最終8ページを参照

③その他申請に関する注意事項

- 1) 申請受付の交付予定金額が、予算額4,260万円に達する前日までの受付分は、書類不備や申請内容に虚偽が確認されない限り、交付決定分の受付となります。
- 2) 申請受付の交付予定金額が予算額の4,260万円に達した場合、到達日の受付分（郵送の場合は消印有効）は抽選となり、以降の申請は原則落選となります。
- 3) 申請受付の確定及び抽選結果は、受付終了日又は予算枠到達日より約2週間後に、郵送にて申請者に通知いたします。

(3) 申請時の提出書類

一般	子育て	三世代同居	提出書類
●	●	●	①事業申請書
●	●	●	②リフォーム工事の見積書【写し可、返却不可】 ※見積書の宛名は申請者の氏名(フルネーム)のものに限る ※業者押印必須、関連工事含めた全ての工事が確認できるもの
●	●	●	③リフォーム工事施工前の現場の写真 ※裏面に申請者の氏名と住所を記載すること
×	●	●	④家族構成確認書
×	●	×	⑤子どもの年齢が確認できる書類 ※申請者と同一世帯の家族全員全員が記載された住民票謄本 ※妊婦の場合は、母子手帳の写しを追加提出すること

(4) 申請受付確定後の手続き ※詳細は3～4ページの『完了手続き』の項目を参照

申請したリフォーム工事が終了しましたら、郵送された『完了報告書兼宮クーポン交付請求書』に必要な事項及び必要書類を添付し、当所まで簡易書留郵送又は窓口提出してください。

⇒ 完了報告書類の提出及び不備がない申請者には、8月1日(火)以降に随時宮クーポン券が送付となります。

4. 住宅リフォーム工事の完了手続きについて

(1) 完了報告書の配布方法及び提出場所

①完了報告書配布方法

申請受付が確定(交付決定)した方には、6月下旬より随時『完了報告書兼宮クーポン交付請求書』を郵送いたします。(ホームページからのダウンロードはできません)

②完了報告書提出先 ※申請書提出先と同じ、最終8ページを参照

(2) 完了報告書提出期間

提出期間
【全申請区分共通】 令和5年7月3日(月)～同年11月30日(木)
<p>【注意事項】</p> <p>1) 郵送提出は、簡易書留等の受取確認のある方法で送付ください。</p> <p>2) <u>郵送提出の受理は期間内の消印まで有効</u>です。期間を超過した窓口提出や消印のものは受理できません。</p> <p>3) 窓口での提出は<u>土日祝日除く、平日の9:00～16:30迄</u>となります。</p> <p>4) 郵送・窓口提出に関係なく、書類不備があるものは受付できません。ご注意ください。</p> <p>5) 台風等の天災並びに新型コロナ感染による自宅待機等療養期間により、<u>完了報告の提出が期限内にできない場合に限り、最長2週間提出期限を延長いたしますので、11月30日(木)までに事務局宛にご連絡</u>をお願いします。(申請者の代理の方でも結構です)</p>

(3) 完了報告の提出書類

一般	子育て	三世代同居	提出書類
●	●	●	①完了報書兼宮クーポン交付請求書 ※交付決定後の6月下旬よりに郵送予定
●	●	●	②市税完納証明書 ※市役所収納課(富士宮市役所1階)にて7月3日(月)以降に発行されたもの ※転居が伴うリフォームは、転居後の住所が記載されたもの
●	●	●	③対象工事代金の領収証【写し可、返却不可】 ※領収証の宛名は申請者の氏名(フルネーム)のものに限る ※業者押印必須、関連工事含めた全ての工事が確認できるもの
●	●	●	④対象工事の工事完了写真(30万円以上の工事が確認できるもの) ※裏面に申請者の氏名と住所を記載すること ※施工前と同じ場所で工事完了後撮影のものに限る
●	●	●	⑤利用者アンケート(1枚) ※紙面又はQRコードよりインターネットからの回答も可
※	※	※	⑥【増築の場合のみ】建築基準法に基づく検査済証の写し
×	※	×	⑦【他市より転居の場合のみ】転居後の住所が確認できる住民票謄本
×	×	●	⑧三世代同居が確認できる住民票謄本 ※三世代同居が確認できる同一世帯の家族全員全員が記載の住民票謄本 ※三世代同居開始6ヶ月経過後、住民票謄本の再提出を依頼する場合は有

《申請の取消・キャンセルについて》

本事業の申請をキャンセルする場合は、令和5年10月31日(火)までに事務局(富士宮商工会議所)まで連絡をお願いします。

キャンセルに際しては、特別手続きは必要ございませんが、特段の事情がないキャンセルは、本事業が翌年度も継続された場合、キャンセルの翌年度のみ申請ができませんのでご注意ください。

5. 宮クーポン券の交付及び利用について

(1) 宮クーポン券の交付

本クーポン券の交付は、完了報告書類提出後の書類審査で不備がない申請者に対して、8月1日(火)以降随時申請書記載のご住所へ書留にて郵送いたします。

(2) 宮クーポン券の利用期間及び利用上の注意事項

利用期間
令和5年8月1日(火)～令和6年1月31日(水)【令和6年2月1日(木)以降は利用不可】 ※利用期間を過ぎた本クーポン券は、法令の定めに従い商品券として利用できなくなります。
【注意事項】 1) 本クーポン券には通し番号が入っています。ご利用に際しては、番号部分を破ったり、番号が確認できない状態となるような利用をしないでください。 2) 本クーポン券はお釣りが出ません。 3) 本クーポン券は、両替・交換・譲渡・売買のほか、有価証券、前払式支払手段（切手・ギフト券・図書券・商品券・電子マネー等）には利用できません。 4) たばこ・宝くじの購入、税金、公共料金、当該工事代金の支払いには利用できません。 5) 二次利用及び業者間の決済手段としての使用はできません。 6) 本クーポン券は別に定める小売店舗等で利用できます。なお、交付されるクーポン券の半分の額は大型店舗でも利用可能です。

【別表1】 住宅リフォーム(一般・子育て・三世帯同居)宮クーポン事業 交付対象工事一覧

工事番号	工事の目的	工事例
1	住宅の長寿命化目的 (壁、屋根、畳、ふすま、障子、 タイル、建具等の改修等)	<p>《対象となる工事例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ユニットバス・台所(システムキッチン含む)改修工事 ● トイレ・洗面台改修工事、ペーパーホルダー設置 ● 畳の取替え、表替え ● 畳からフローリングへの改修工事 ● 壁紙等貼替工事、壁塗装工事 ● ドア・窓等の改修工事 ● 網戸交換・網の張替え ● 外壁や軒天の塗装工事・防水工事・改修工事 ● 屋根への雪止設置工事 ● 雨どい改修工事 ● 白あり駆除 <p>《対象外の工事例》</p> <ul style="list-style-type: none"> × ガス台設置のみ
2	CO2 排出量削減目的 (高気密・高断熱への改修工事等)	<p>《対象となる工事例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 断熱材の施工、断熱サッシの取付工事 ● エコキュート、エコジョーズ設置工事 <p>(上記工事には、必ず配線・配管工事を伴うものに限る)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 太陽光発電システム設置工事 <p>《対象外の工事例》</p> <ul style="list-style-type: none"> × カーテン設置・カーペット敷設 × その他省エネ対応電化製品購入
3	生活への支援改善目的 (バリアフリー改修工事等)	<p>《対象となる工事例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 段差解消工事 ● 引戸への改修工事 ● トイレ・浴室・廊下・玄関への手すり設置工事 ● 間取り変更に伴う壁等の設置工事 ● 和便器から洋便器への改修工事 ● カウンター・棚・収納等の設置工事 ● ホーム用エレベータ設置工事 ● 換気扇・換気空清機ロスナイ設置工事

【別表1】 住宅リフォーム(一般・子育て・三世同居)宮クーポン事業 交付対象工事一覧 (続き)

工事番号	工事の目的	工事例	
4	水洗化目的 (下水道、合併浄化槽接続工事等)	《対象となる工事例》	
		● 浄化槽から下水道への切替工事	
		● 単独浄化槽から合併浄化槽への切替工事	
5	災害対策目的 (耐震改修工事等)	《対象となる工事例》	
		● 耐力壁・筋交い設置工事	
		● シェルター設置工事	
		● 屋根の葺替工事	
		● 基礎補強工事	
		● 住宅用火災警報器設置工事 (配線含む)	
		《対象外の工事例》	
		× 消火器設置 × 住宅用火災警報器設置 (器具設置のみ)	
6	その他 (設備の設置を目的とした工事で 工事費用が30万円以上のもの)	《対象となる工事例》	
		● エアコン設置工事	
		● ガス給湯器設置工事	
		● 灯油ボイラー設置工事	
		● ガス暖房器具設置工事	
		● シーリングファン設置工事	
		● 照明器具設置工事	
		● スイッチ・コンセント設置工事	
		● その他電気配線工事	
		● ウッドデッキ設置工事 (住宅と一体となっているもののみ)	
		《対象外の工事例》	
		× 兼用住宅の内、住宅以外の部分の改修工事 (共用部除く)	
		× 庫裡などの非課税物件	
		外 構 工 事	× 車庫・カーポート、住宅と別棟の物置の設置工事
		× 門・塀ほか外構工事やパーゴラ設置工事	
× 防犯装置 (監視カメラ・防犯ライト等) 設置			
× 家庭用防犯システムの設置			

★申請書及び完了報告書提出先及び本事業の問合せ先

富士宮商工会議所「住宅リフォーム宮クーポン事業係」 (担当：鈴木、佐々木)

〒 418-0068 富士宮市豊町 18-5

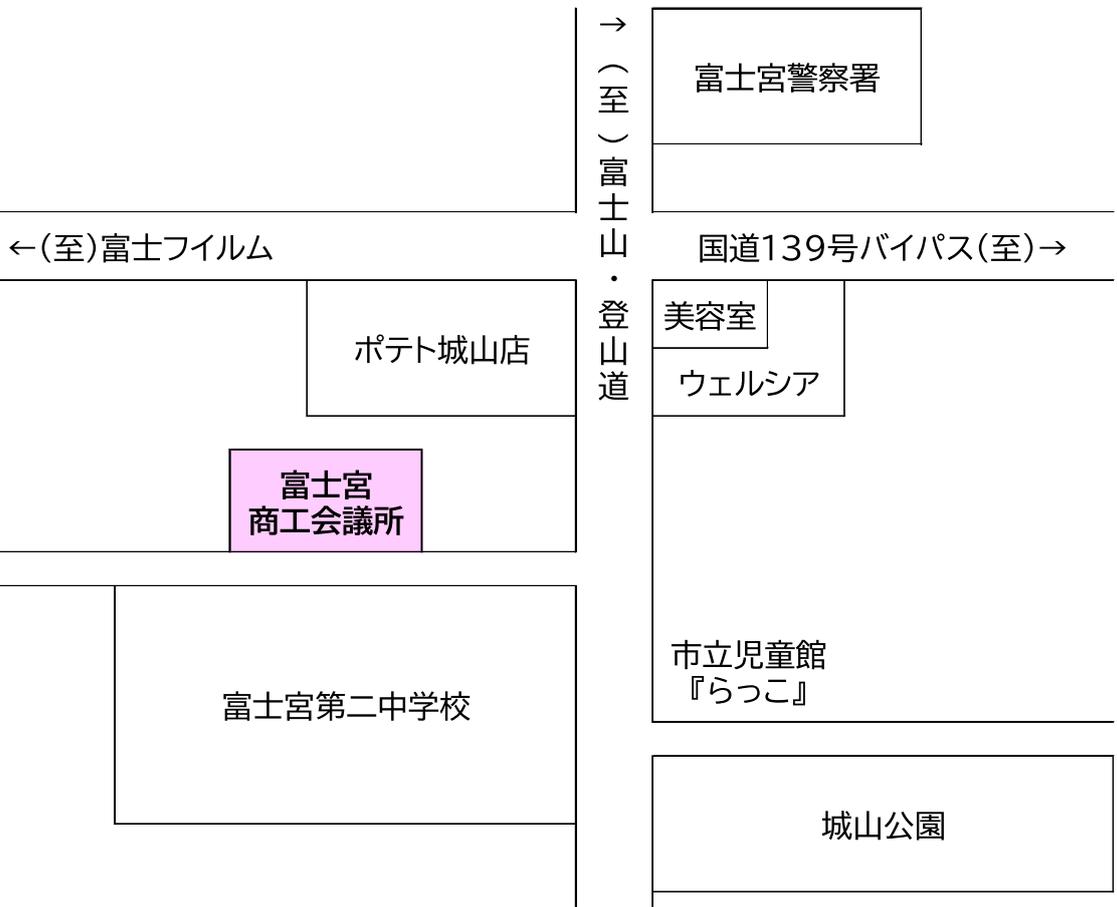
電 話：0544-26-3101

受付時間：平日9：00～16：30 (土日祝日及び平日12～13時除く)

※ 申請・報告書の提出は、受付期間内 (申請は2ページ、報告書は3～4ページ参照) であれば、当所窓口への直接提出又は簡易書留での郵送 (消印有効) でもご提出可能です。

※ 申請書並びに完了報告書を郵送される場合は、受付期間内の消印は有効となります。

※ 窓口・郵送共に提出期間を超過したものは無効となり、宮クーポン券の交付が出来なくなるのでご注意ください。



浅間大社